

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当社（株式会社松広）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる、介護・障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等、事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 「看護委員会」を設置・運営し、適切な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。看護委員会は、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に開催する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。
- ⑤ 看護委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」

という。)が発生した場合には、感染症発生時における業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、感染症発生時における業務継続計画（BCP）に基づき以下の防止策を実施する。

- イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング）

- ロ) 消毒

- ハ) サービスの休止・変更の確認

- ニ) 利用者・職員の体調確認

- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて社長と協議の上、感染症発生時における業務継続計画（BCP）に則り、医療機関や保健所、行政関係機関等にすみやかに報告を行う。

- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて社長と協議の上、感染症発生時における業務継続計画（BCP）に則り、職員、利用者、利用者家族、保護者、出入り業者等にすみやかに連絡を行う。

〈変更・廃止手続き〉

本方針の変更および廃止は、看護委員会の協議により行う。

〈附則〉

本方針は令和3年3月19日から適用する。